

| 件名 | | JICA中国 外壁改修工事 | | |
|------------|----------------------------|--------------------------------|--|--|
| 質疑No | 該当頁 | 該当項目 | 質疑事項 | 回答 |
| 1 | 入札説明書P2 | 5. 競争参加資格(2)4) | 「過去10年以内に、外壁改修工事を伴う建物維持修繕工事または新築工事の元請けとして同程度の施工実績を広島県内で有すること。」とあります。「同程度の」とは、具体的にどのくらいの規模のものか、教えていただけますか。 | 「同程度の」とは、「鉄筋コンクリート造、3階建て以上、延床面積2,000㎡以上の」と読み替えてください。 |
| 2 | 「別添1 JICA中国外壁改修工事設計図」全般 | | 建具改修について金物交換等はすべての建具が対象となりますか。 | 事前調査を行い、改修が必要な建具と改修内容を決定します。清掃は全ての建具が対象となります。 |
| 3 | 数量表NO.10.23.32.40 図面番号A-04 | 外壁既存塗膜除去 | 外壁既存塗膜除去 超高压水栓工法100MPaとありますが、圧が過剰だと思われます。塗膜を100%除去できれば圧を下げてよいのでしょうか。 | コンクリート打放し面の既存塗膜は完全除去することとしています。着工後に試験施工を行い、協議のうえ決定します。 |
| 4 | 数量表NO.10.23.32.40 図面番号A-04 | | 外壁撥水材塗布 コンクリート打放面 キクスイ：SA工法同等等以上とありますが、RF REBORN工法は仕様の同等と考えてよろしいでしょうか。 | 同等工法の提案は可能です。着工後に協議のうえ決定します。なお、劣化部の補修、不具合の調整、全体の色調補正を行う工法とします。 |
| 5 | 数量表NO.10 | 外壁既存塗膜除去 | 外壁既存塗膜除去 超高压水栓工法100MPaとありますが、15～20MPaではありませんか。 | 質問回答No.3に同じ。 |
| 6 | 数量表NO.10.23.32.40 図面番号A-04 | 外壁既存塗膜除去 | 外壁既存塗膜除去として超高压水洗工法となっておりますが、高压水洗工法に変更は可能でしょうか。 | 質問回答No.3に同じ。 |
| 7 | 数量表NO.10.23.32.40 図面番号A-04 | 外壁既存塗膜除去 | 超高压水洗工法の際、排水はどのように計画させて頂ければよろしいでしょうか。ご指示ください。 | 排水の水質基準に適合させよう放流する、適切に処理したのち産業廃棄物として処分する等が考えられます。 |
| 8 | 数量表NO.10.23.32.40 図面番号A-04 | 外壁既存塗膜除去 | 超高压水洗工法の際は、下地調整が2～3回必要と思われます。そのように見積もりさせて頂いてよろしいでしょうか。 | 認めます。 |
| 9 | 数量表NO.10.23.32.40 図面番号A-04 | 外壁既存塗膜除去 | 既存塗膜除去について排水等の関係から集塵機付きサンダー工法、剥落材工法等に変更可能ですか。 | 特段の事情がない限り、全く異なる材料、工法等への変更は認められません。 |
| 弊機構からのお知らせ | | | | |
| 1 | 入札説明書P3 | 6. 競争参加資格の確認(2)提出書類 7. 下見積書 | 入札説明書P3の6. 競争参加資格の確認(2)提出書類では、下見積書についての記載はありませんが、「7. 下見積書」を読んでいただくとわかるように、提出書類となっています。下見積書についても、競争参加資格確認書類として提出することが必須となっておりますので、以下の通り修正しました。 「6. 競争参加資格の確認(2)提出書類」の末尾に以下の項目を追記しました： 6) 下見積書(下記「7. 下見積書」を参照) | |
| 2 | 入札説明書第3 様式集競争参加資格確認申請書 | | 弊機構からのお知らせNo.1と同じ背景から、以下の通り修正しました。 競争参加資格確認申請書の末尾に以下の項目を追記： ⑤ 下見積書 | |